

ふ　か　せ　ち　く　か　つ　せ　い　か　け　い　か　く

# 深瀬地区活性化計画

広島県

広島県安芸高田市

平成20年1月

## 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 深瀬地区活性化計画

都道府県名	広島県	市町村名	安芸高田市	地区名	深瀬	計画期間	平成20年度～平成24年度
-------	-----	------	-------	-----	----	------	---------------

### 目標 :

基盤整備により、農用地の集積を行い、農作業の省力化、生産性及び収益性の向上を図ることで地域農業の活性化及び担い手の育成を図り、定住戸数の減少を抑制(△5.7% >△3.8%)させる。

### 目標設定の考え方

#### 地区の概要:

安芸高田市は、広島県の中北部に位置し、中国山地の山腹の斜面に沿って開けた町で標高200mから800mにある。安芸高田市の中でも甲田町は、一級河川江の川に沿って展開する谷地で、恵まれた地理条件の中、水稻・果樹・畜産等を中心に農業を発展させてきた。

深瀬地区は甲田町の北東端にあたり、江の川、国道54号線沿いには比較的平坦な農地が展開しているが、背後山地の谷部は、狭隘、急傾斜であり、狭小な農地が点在している。農業は、水稻中心で戸別経営面積は小さく土地利用型農業の展開は困難な状況である。

#### 現状と課題

深瀬地区的農業は水稻を中心であったが、近年の少子化と若者の流出による過疎化・高齢化が同時に進行し、耕作放棄により農地の荒廃が急増している。戸当たり平均耕地面積は60ha未満と少なく、一枚当たりでは5ha～10haと不正形で狭小であり、営農に多大な労働力が必要となっている。特に農地への進入路である耕作道が不備で、農業機械の大型化、共同化、農地の集団化を阻害している。

本地区的農業従事者の高齢化、後継者不足が進み、地域活力が低下する中、今後、如何に地域の活性化を図っていくかが課題となっている。

#### 今後の展開方向等

農業従事者の高齢化と後継者不足による農業の弱体化は、地域活力の低下を招く。そのため、本地区では基盤整備(区画整理)実施により農業生産条件の改善を行うことで、農業集落法人を設立し、農業経営の効率化により産業として自立した農業の構築を図るとともに、法人への農地集積により農地の荒廃を防止する。自立した農業が反転されるなかで、営農意欲のある若い人材の育成を図り後継者を確保する。農業が継続して健全に行われることにより、定住戸数の減少を抑制させ地域の活性化を目指す。

## 2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

### (1)法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
安芸高田市	深瀬地区	基盤整備(区画整理)	安芸高田市	有	イ	
〃	〃	基盤整備(農業経営高度化支援)	〃	有	イ	

### (2)法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
該当なし					

### (3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
該当なし				

### (4)他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

### 3 活性化計画の区域

深瀬地区(広島県安芸高田市)	区域面積	740.3ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該地区の総面積740.3haのうち農林地面積は718.8haで97%を占め、39%以上が農林漁業従事者である。		
②法第3条第2号関係: 戸数の減少(H16→H19で5.2%減)、農業者の高齢化(H19 34.9%)からみて、活性化のために定住を促進することは必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 国道沿いに工場・商店等が点在する程度で、市街地を形成している区域は含んでいない。		

#### 4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項:該当なし

##### (1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )	新たに権利を取得するもの		既に有している権利に基づくもの		土地の利用目的		備考		
		登記簿	現況		土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設		
					氏名	住所		氏名	住所				

##### (2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

##### (3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

## 5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項：該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等 ① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準 ② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準 ③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項 ① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 ② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項		

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画終了年度の翌年度には、住民基本台帳を基に、平成24年度の地区内世帯数について検証する。

# 深瀬地区活性化計画の区域及び事業位置図

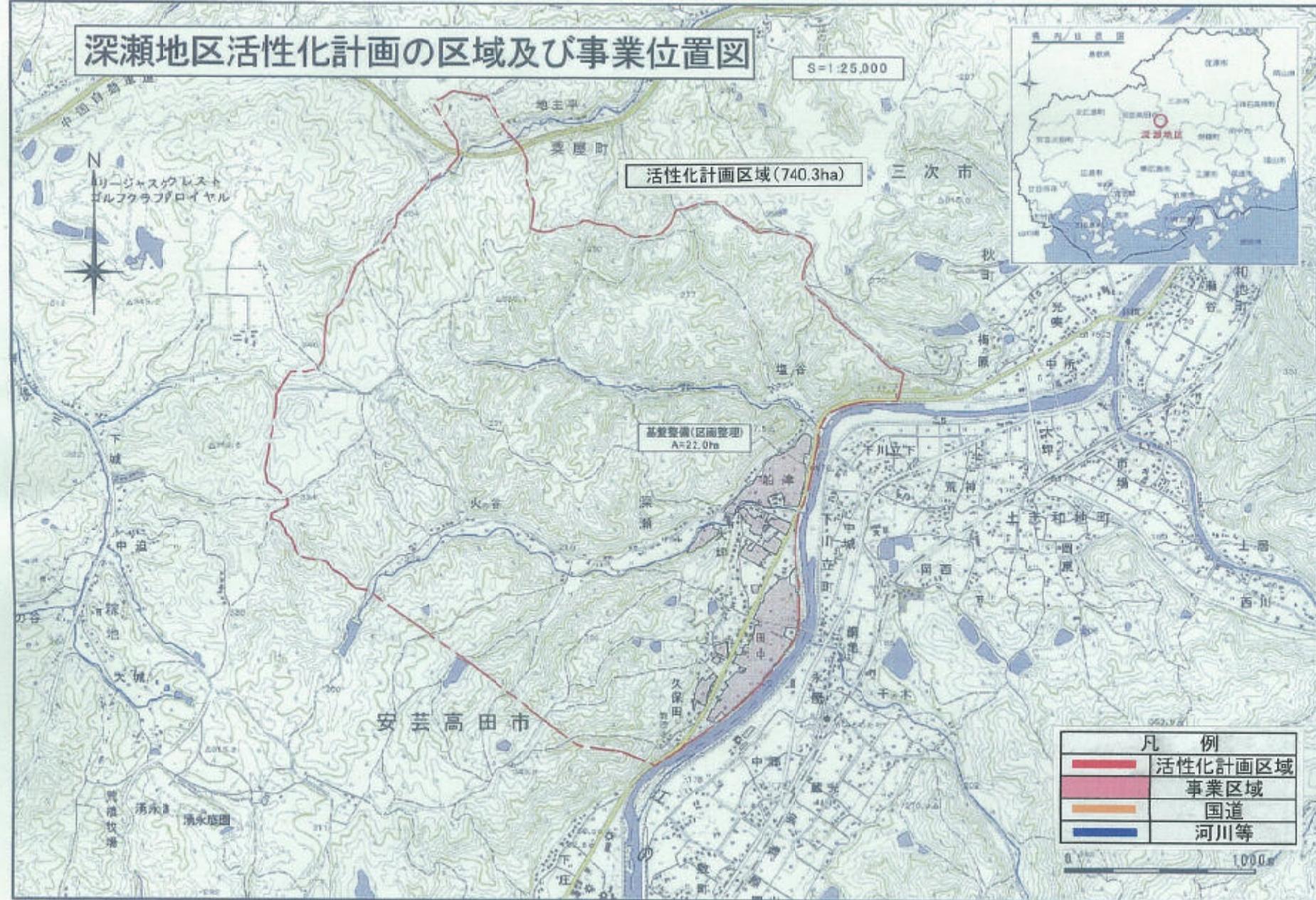
S=1:25,000

活性化計画区域(740.3ha)

基盤整備(区画整理)  
A=22.0ha



凡 例	
■	活性化計画区域
■	事業区域
■	国道
■	河川等



参考様式

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
広島県(代表) 広島県安芸高田市	平成20年度～平成24年度

### <連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
広島県農林水産省農業政策局農村振興室 安芸高田市片桐町西野本八所津	082-513-3655 0826-47-4021	082-228-1301 0826-42-1003	<a href="mailto:npusonkibari@agrcf.hiroshima.jp">npusonkibari@agrcf.hiroshima.jp</a>

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
定住等の促進に資する担い手への農地利用集積	52.3%	計画区域における担い手への農地利用集積率の増加(ポイント) =(計画期間終了時の市交実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷市交の受益面積(ha))×100 -(市交実施地区における担い手への経営等農用地面積(ha)÷市交の受益面積(ha))(現状)×100 [11.5(ha)÷22.0(ha)-0.0(ha)÷24.3(ha)]×100=52.3%	
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>			
設定する目標は基盤整備(区画整理)により、条件整備され機能が確保された農地において担い手(法人)への農地利用集積を促進し、農作業の省力化、生産性及び収益性の向上及び担い手の育成を図り、定住戸数の減少を抑制し、地域農業の活性化を図ることにより、定住等の促進に資する。			
事業活用活性化計画目標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>			

(交付文書事典引綱要)

## Ⅳ 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

### III 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別摘要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
1 飲食店等緊急条件枠枠枠枠枠枠枠枠				
2 林業支援枠アレンジ支援枠枠枠枠				
<b>優先枠指標の設定根拠</b>				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増 加 率 等 の 算 出	
1 飲食店等緊急条件枠枠枠枠枠枠枠枠				
2 林業支援枠アレンジ支援枠枠枠枠				
<b>優先枠成果指標の設定根拠</b>				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		

#### IV 鹿山温泉活性化プロジェクト支援交付金年度別事業実施計画



(参考様式2)

## 事前点検シート

計画主体名	広島県 安芸高田市		
計画期間 実施期間	「20 ~ H24 -20 ~ H24	約算実費(交付率)	376,000千円( 205,150千円)

### 1. 1. 全般について

項目	マーク欄	判断根拠
目標及び事業用活性化計画目標が、島上漁村の活性化のための活性化及び地域交流の活性化に関する法律及び同法に基づき認定する基本方針と適合しているか	○	交付令の促進に関するものへの農地利活用指標を目標としており、基本方針に適合している。
市町村連携計画、森林活性化計画、二輪改良一耕計画、森林林業基本計画、特許権法等の計画策定その他の各種開拓制度・政策との連携、市町、説明会等が実施されているか	○	安芸高田市総合計画(実施計画 H19.12策定)及び農業農村振興事業計画(実施計画に位置づけられており、実施、監視、執行が実施されている。
活性化計画及び交付対象者登録者は、専門家林業者をはじめとした地元住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	平成18年度事業実施会(H18.3設立)において受託者及び地元住民の合意形成が図られている。
平成の計画体例は確立されているか	○	平成18年度事業実施会(H18.3設立)において受託者及び地元住民の合意形成が図られている。
目標及び事業用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	農地の利用実績を行なうことにより、効率的な農業経営を実現し、農業従事者の多い人材の育成を図り、地域の活性化を図ることにより減少傾向にある定住人口の回復につながる。
計画部門実施部門は適切か	○	区土地理の事業内容及び二点三を勘案し適切であると判断した。
交付金支払額は交付限度額(事業費×交付額算定期付率)の範囲内か	○	205,150千円≤376,000千円×55%

### 2. 個別事業について

項目	マーク欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した取扱等を本交付令一括して交付対象とするものでないか	○	平成18年度に事業実施を行い、平成20年度より事業実施を行う。
交付額若しくは今後又は古めを用いた料金を引当する場合は、島上漁村活性化プロジェクト支援交付金実質負担の運用に沿うる基準を示しているか	—	
交付対象とする取扱等は計画期間中の前回年数等に當する場合(例:40年入管省令第34号)を表等による割合年数が50%も15年以内のものであるか	○	区土地理の統合耐用年数は14年である。

市長による効果の発現は確実に見込まれるか		
貴社が支給する方針は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金における効率を考慮する方針の実施について(平成9年5月1日付ナリ企第106号農林水産大臣直属通知)に上り適切に行われているか)	○	二点、政策事業の費用対効果分析に関する本稿に基づき行っている。
上記の費用対効果分析による算定期間が1.0以上となっているか	○	投資効率1.85>1.00
事業内容、事業実施主体等について実施要否等に定める要件等を満たしているか	○	事業内容は生産の総合に亘る在宅への異地就業事業 事業実施主体は安芸高田市で実施公団の動作を満たしている。
個人に対する交付ではない、また日雇外雇用のうそぞがないか	○	事業実施主体は安芸高田市である。
建設等の既設用の見通し等に適正か		
地盤開発の利点となる駆除にあっては当該地区の入り込み度数や都市との交差状況(現在と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の都構内規制の裏面状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用地者、未利用地などを改修用形態を踏まえているか	—	
施設等の構造や設置等、地域に応じる他の施設との有機的な連携等、当該施設の利用環境等について承認されているか	—	
市長基準等は適正か		
過大な収益としていいいか	○	豊林水産省土地改良工事積算基準に準拠し積算を行っている。
起債・整備コストの仕様に満足しているか	○	生資材や地元労働者等の利用することによりコスト低減に努めている。
当市が被災は交付対象として適正か(必要とあるか、すなはち高いものを交付対象としていいいか)	—	
(是れは交付対象として適正か(市長の高いものを交付対象としていいか))	—	
施設予定場所は、芦賀の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置ニ特から勘案して適正か	—	
策設用地が確保され、いちら又は征候される見通しがついているか	○	道水路等の用地は、創設段階により市が取得する予定。
事業実施主体の負担額、割合資金の返済等を含む)について十分検討され、適正な資金調達、回収方法、当が策定されているか	○	安芸高田市総合計画(実施計画)に計上されている。
施設後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持や運転費は適正か(施設の耐用・更新に必要な資金は検討済みか)	—	
取扱を一つ条件とあつては取扱者はを策定しているか、また、取扱料金は経営診断を受けるなど適正なものとなっているか	—	
社の事業との合意履行等の場合、事業者の権利が適正に行われているか	—	